

地域づくり施策の類型と高知の選択

- 「地域活性化」施策変遷分析を踏まえて -

1160424 坂本 知世

高知工科大学マネジメント学部

要旨

国策や地方での取り組みにおいて「地域活性化」や「地域振興」、「地方創生」等の言葉をよく耳にする。つまり「地域活性」には、明確な定義が与えられないまま全国でその取り組みが実践されている。そこで本研究では、高知県が取り組むべき地域づくりのビジョン試案に向けて、まず地域活性化の定義、歴史、そしてその実践の上で重要な役割を持つ補助金、さらには地域づくりの分類化を行うことから始めた。

そこでまず「地域活性」とはいったい何だろうか。地域の現状とそれに対する政策や取り組みの歴史を追うと、三つの段階に分けられ、段階ごとにその内容と目的は変化していることが読み取れた。さらに地域に向けた国策は戦前から補助金によって推進され、地域の開発・整備とともに拡大してきた。こうした歴史から現在でも「地域活性」に向けた補助金政策が行われている。

こうした補助金を利用した地域の取り組みを先行研究より六つに分類した。その中でも高知県での適用可能と考えられるコンパクトシティを中心に研究を行った。コンパクトシティを意識した都市の階層化を高知県へ適用したいと考えた。そこで検証すると階層化が未徹底な地域があり、それは補助金（ばらまき）によるものであると考えられた。より意味のあるコンパクトシティとして階層化を徹底し、補助金を利用したビジョンある地域づくりを提言する。

章立て

はじめに

第1章 地域活性化とは

- 1.1 地域の現状
- 1.2 地域振興政策の歴史
- 1.3 事例調査
 - ①一村一品運動
 - ②OTOP(タイ)
 - ③事例の比較

第2章 補助金政策と地域づくり

- 2.1 補助金とは

- 2.3 補助金に対する地域の考え

第3章 地域の取り組み

- 3.1 地域づくり分類
- 3.2 コンパクトシティとは
- 3.3 事例調査
 - ①青森県青森市
 - ②富山県富山市
- 3.4 高知県への提言

おわりに

参考・引用文献

はじめに

私は、自身の生まれ育った高知県の「活性化」に興味があり、高知県に今後、「活性化」して欲しい。そのためには「地域活性」について理解する必要がある。「地域活性」には、明確な方法や成功の定義・目的といったものがない。しかし、国策として地域に向けた取り組みは時代と共に変化してきた。そうした中、地域あるいは高知が、今後何を目指すべきかについて考察していく。

地域活性の取り組みや国策の歴史を調査し、地域づくりを分類化、今後の地域づくりの在り方として高知県への適用性提言を試みる。

第1章 地域活性化とは

ここでは「地域活性化」の定義やその目的について把握したい。

地域活性学会 (The Japan Association of Regional Development and Vitalization) は、設立趣意書で以下のように述べている。「全国各地の自治体や企業、住民らもまた、それぞれ創意工夫を重ねながら、地域を元気にする活動に精力的に取り組んでいます。しかしながら、その政策づくりや実際の活動現場においては、いまだ確固とした理論や方法論がなく、手探りあるいは試行錯誤の状態が続いているのが現状です。」(下線筆者)つまり、地域活性学会は「地域活性」に関して、一定の理論や方法がないことをその趣意書の中で指摘しているといえる。ま

た地域活性学会は「地域活性」を「Regional Development and Vitalization」と公式英訳しているこれを少し考察してみる。

regional 【形】
(特定の) 地域の、地方の、局地的な、地域全体の。
development 【名】
① 発達、発育、成長：進展、発展。
② (製品の) 開発、(規格の) 進展、新製品、新方式。
③ 進化(発展、発達)の結果：進展：新事態。
④ (資源・土地などの) 開発、造成。
vitalization 【名】
生命(活力)付与

出典：(ジーニアス英和辞典 第4版)及び(新英和中辞典 携帯版 1967)

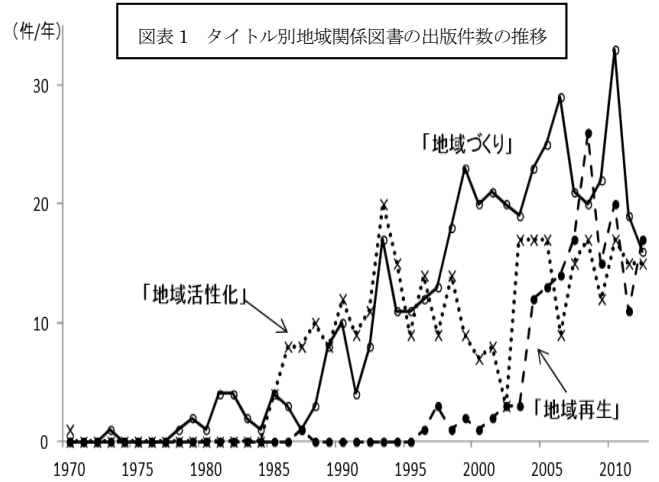
各単語から推察できることは、定義はないとしながらも地域活性学会が地域活性を、地域・地方への元気づけになることと大括りに考えているといえよう。

次に内閣府が「地域活性」の定義や目的を明示していないか確認してみた。内閣府の地方創生推進室(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/index.html>)が公開するHP(ホームページの略、以下HPとする)によると、「地域再生制度とは、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域が行う自主的かつ自律的な取り組みを国が支援するものです。」としている。ここから読み取れることは、「地域再生」とは地域が地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出、地域の活力の再生に向けた自主的かつ自律的な取り組みを行うことであろう。しかし、やはり明確な定義は明示されていない。

さらにここで、地域へ活力を与えることに対して様々な言葉があげられていることに気づく。上述に、出てきた言葉で言うと「地域活性」、「地方創生」、「地域再生」、更には、「地域振興」、「地域づくり」といったような言葉も耳にする。

ここまでの観察を通して言えることは、「地域活性」を漠然と認識しているが、それに対する明確な定義は存在しない。さらに用語にも一貫性が乏しいということである。

図表1は「地域づくり」「地域活性化」「地域再生」をタイトルに付した書籍の発行数推移を集計したものである。80年代から今にいたる期間で、「地域づくり」はどの時期にも使われ続ける言葉であるが、その期間の前期には「地域活性化」が、そして後期には「地域再生」が独自の言葉として使われているとわかる。



出典：国土交通省主催、高知県共催講演(平成26年2月24日)

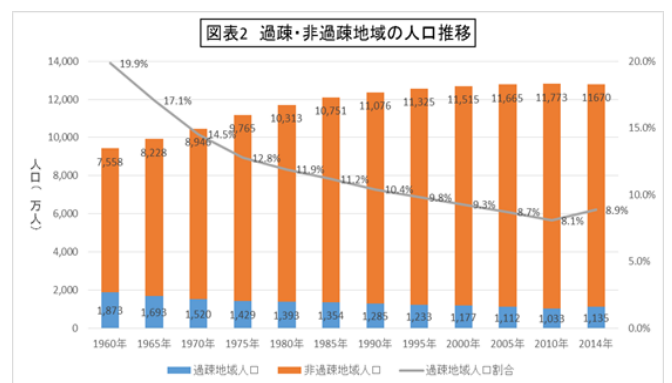
「小さな拠点」づくりフォーラム in 高知

基調講演 小田切徳美 p111 のスライド8 <http://www.mlit.go.jp/common/001051125.pdf>

(HP管理者：国土交通省)

昨今では「地域づくり」「地域活性化」「地域再生」の他にも、先に述べた、「地域振興」また最近では安倍晋三内閣によって取り上げられ使用されるようになった「地方創生」という言葉もある。このように定義も目的も不明確な現状にありながら、政策としてや民間の活動が、数多く行われてきたことは事実であろう。そこで以下では、定義や目的を明確にする一つのアプローチとして「活性化」せねばならない地域の現状を概観し、更にその政策や活動についてみていくことにする。

1.1 地域の現状



参考：総務省自治行政局過疎対策室『平成23年度版「過疎対策の現況」について(概要版)』

P3 図表1「過疎地域の人口と過疎対策の流れ」及び全国過疎地域自立促進連盟『過疎物語』

より筆者作成

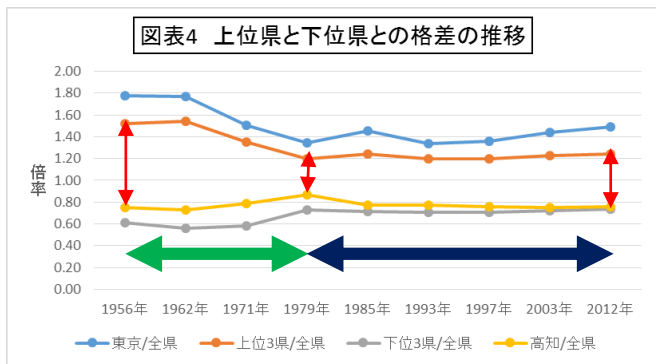
図表2は過疎・非過疎地域の人口推移を表している。これによると人口増加傾向の中にあつて、全体に占める過疎地域人口は低下している。そもそもこの「過疎」という用語は、1960年代ごろから各所に登場する。1960年代には過疎地域人口が全体の約2割であつたが、現在では1割以下となり、人口の偏りが

進行している。過疎地域と非過疎地域の人口格差拡大の中、1970年には「過疎地域対策緊急措置法」が公表されている。この事実から、推察できることは、地域に向けた政策はこの「過疎地域対策緊急措置法」として取り組まれた時期があるということである。

次に地域の状況を所得の面から見ることにする。そこで図表3の上位5県と下位5県の推移からそれをグラフ化した図表4の上位県と下位県との格差の推移を作成してみた。

	1956年	1962年	1971年	1979年	1985年	1993年	1997年	2003年	2012年
東京都	153	312	492	2,134	3,203	4,055	4,315	4,267	
大阪府	131	239	418	1,806	2,533	3,467	3,630	3,400	
兵庫県	109	245	783	1,761	2,423	3,369	3,471	3,220	
神奈川県	106	212	715	1,750	2,384	3,364	3,452	3,265	
愛知県	105	188	672	1,724	2,309	3,343	3,388	3,184	
宮城県	60	116	410	1,203	1,617	2,308	2,414	2,230	
茨城県	59	114	400	1,155	1,618	2,216	2,394	2,230	
千葉県	59	109	404	1,153	1,609	2,191	2,302	2,187	
鹿児島県	50	98	357	1,151	1,601	2,161	2,278	2,160	
沖縄県	49	91	342	1,143	1,537	2,081	2,099	2,042	
全県計	89	176	631	1,584	2,201	3,038	3,174	2,930	

参考：梶善登『地域間格差の推移とその背景』p87「上位5県と下位5県の移り変わり(1956～2003)」及び内閣府『県民経済計算(平成22年度・平成24年度)』より筆者作成



参照：梶善登『地域間格差の推移とその背景』P86「上位県と下位県との格差の推移(1956～2003)」及び内閣府『県民経済計算(平成22年度・平成24年度)』より筆者作成

まず図表3からいえることは、所得上位県地域と下位県地域はほぼ固定的で、いわゆる上位県が都市部、下位県が地方であるということである。

また図表4は、一人当たり県民所得を、上位3県と下位3県さらにそれに東京都と高知県の推移をグラフにしたものである。県民所得格差は直近の2012年資料では、下位3県が0.7であるのに対し、上位3県は1.2で、下位3県からみると所得は1.7倍の差となっている。これは相当の格差といえるが、これを1950年代にさかのぼると上位3県が1.5なのに対し、下位3県は0.6で、下位3県からすればその所得差は2.5倍である。つまり、所得に関していえば地方都市と、他の地域では年々、格差は縮小傾向にあるといえる。しかし、表をさらに観察すると、

この格差縮減は1950年代から80年代にかけて、急速に改善が進むものの、それ以降はその差の幅が一定程度のままであることが分かる。これから推察できることは、人口の偏り(過疎対策)同様、ある時期に地域に対して所得格差縮減の政策がとられたのではないかということである。

ここまで人口の偏りや所得格差について見てきた。そこから推察できたのは、地域・地方の問題に対し、過疎対策や所得向上を見据えた地域振興政策など地域の問題を解決する地域活性化政策が実施されたのではないかと推論である。

そこで次に政策を時系列で分析する。

1.2 地域振興政策の流れ

巻末の資料1「地域活性化政策年表」は1950年から現在に至る地域活性化に向けた政策を表にまとめたものである。この表から傾向を分析した結果、戦後から近年に至る地域活性化政策は大きく三つの段階に分けられると考えた。まず、第一段階にある1953年の離島振興法を見てみる。この離島振興法の目的は以下のように記されている。

「第一条(目的)

(・・・中略・・・) 離島が、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ、高齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件の下にあることに鑑み、(・・・中略・・・) 産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図り、並びにその地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、(・・・中略・・・) 地域における創意工夫を生かしつつ、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、(・・・中略・・・) 離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図る(・・・中略・・・) もつて居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする。」(離島振興法〔昭和二十八年七月二十二日法律第七十二号〕)

離島や工業化の進んでいない地方に向けた振興策に続き、更に1970年には「過疎地域対策緊急措置法」が施行され、低開発地域工業開発促進法や新産業都市建設促進法といった都市部以外への工業開発も促進された。こうして地方に向けた開発を進める一方で、首都圏に対して既成市街地における工業等の制限に関する法律などにより、工場や大学などの人口を集約する建物の増設や新設を制約し、過度の人口集中を防止するなどの動きもみられるようになった。第一段階における地域活性化政策は、開発が進められていない離島や地方、僻地に対する生活水準向

上及び地域格差是正そして、地域社会の基盤強化を主目的としていると言える。

第二段階は1980年「過疎地域振興特別措置法」によって始まる。この過疎地域振興特別措置法は、その目的に「新たな雇用の増大」を加えた。またバブル経済を背景として1987年の総合保養地域整備法（リゾート法）に代表されるように「ゆとりある国民生活のための利便の増進」、「総合保養地域及びその周辺の地域の振興」が目指された。この時代の政策は一定の役割を果たしたと評価される事例もあるものの、需要の見誤りにより巨大・豪華な投資が行われ、経営上問題が生じた事例も見られた。また特定施設の整備や利用、特定施設での雇用は当初見通しと比べ一般に進んでいないという結果となった。第二段階は、第一段階で地域の生活水準が一定程度まで向上したことから、さらなる地域の豊かさを求めるという取り組みへと移行したと理解できる。

2000年代以降地域活性の政策も第三段階に入ったと位置づけられよう。それは一度豊かとなったが、少子高齢化でその維持が困難となったものの再生や維持をテーマとした地域活性政策である。その地域の資源を生かすということや、地域に合わせたということが注目されている。2005年の地域再生法でも地方公共団体による地域再生計画の作成とあり、地方独自の取り組みを促している。また少子高齢化、地方の過疎化に視点を置き、いかに地方へ人口を移住・定住させるかということもテーマとしている。このことから第三段階では、今までの第一・第二の取り組みを通して、また深刻化する少子高齢化によって、今までの地域やその取り組みの維持が困難であること、衰退していることに対する取り組みではないかと読み取れる。

この節では今までの日本の地域活性策が三つの段階に分けられた。資料と合わせて考えると第一段階は1950年前後～1980年代の戦後復興による地方開発と地域格差是正を目的としていた。第二段階は1980年代～1990年代後半に地方の更なる収入・豊かさ求めた取り組みであった。第三段階は2000年頃～現在に至って、地域の問題深刻化による地域の維持・再生に向けた取り組みである。このように地域活性政策の内容の変化が読み取れる。

こうした地域に向けた政策は、戦前から補助金の利用によって推進され、地域で積極的に取り組まれてきた。そうした補助金政策が拡大してきたことで、地域活性は補助金によって行われ、その成功には補助金が必要と考えられるようになった。現在でも地域活性には補助金の利用が当然となっている。では、地域活性は補助金なしでは成功できないのだろうか。次の節では第二段階の時代における地方の所得増加を目指した村民運動

の事例を見ていく。その運動は補助金に頼らない村民運動の代表例である。またその事例の成功から派生した海外の取り組みから、補助金運用の在り方について考察していくこととする。

1.3 事例

① 一村一品運動

1960年代、政府主導による地域振興策が進められる中、地域独自で活動し、その成功から注目されている地域があった。大分県大山町の「梅栗を植えてハワイに行こう」を標語にした村民運動である。この運動の成功から大分県の取り組み「一村一品運動」へ発展し、また全国更に海外でも取り上げられ、海外からの研修や視察が来るほど有名となった。

大山町の取り組みについて山神進編（2006）pp19-40を基に理解していくこととする。

1960年頃、当時の農家1世帯当たり年収は全国平均40万円であったが、大山町では出稼ぎをしても17万円程度であった。労働が大変なうえに収入が低いという現状から、若者の農業離れという問題があった。こうした農村を魅力的にするため、軽労働化、高収入、年間労働日数削減という方向を目指した。

当時の農協組合長の矢幡治美氏は、毎日世話の必要があり、労働の軽減、休暇の自由化に妨げとなる牛の追放運動を始め、農家に米と牛の追放を呼びかけた。これは米の増産と酪農の充実によって農村の生活安定化を目指す当時の国策に反した取り組みである。更には農業に新しい経営感覚が必要とし「明治生まれ」に農業をやめてもらう「明治追放運動」を展開した。

そして軽労働で収入が多く、収穫期以外の余剰労働力を他に振り分けることができる、自生の梅・栗に目を付けた。矢幡氏は農業改良普及員とともに、九州中の果樹産地を視察し、村議会の議員や地区のリーダーなど村の住民を梅・栗の産地や市場へ案内した。そうして産業振興策を梅・栗に絞り、「梅栗植えてハワイへ行こう」というスローガンを掲げた。結果、1961年から「梅栗運動」（第1次NPC〈New Plum and Chestnut〉運動）を村民運動として推進した。

その後、梅・栗園を造成し、その収穫によりハワイ観光旅行に出かけられるほどの収入を得るようになった。それだけでなく梅・栗の凶作・不作の経験からスモモや巨峰ブドウ、サクランボ、きのこ、ハーブといった特産品を作り出すことで、産品の多角化を行った。また1987年に梅酒全国コンクール、1991年「梅干しの主張・全国コンクール」を開催するなど、大山梅の知名度を上げていった。その他、販売方法の拡充・発展として1990年にアンテナショップ「木の花ガルテン」を開設する等の取り組みを行った。

更に農業発展と地域づくりのための人づくりを重要視し、1965年第2次NPC(Neo Personality Combination)運動から人づくりをコンセプトとした取り組みを行った。これは町民が地域のために何ができるかを考え、行動することが町の力になると考えていたからである。そのため海外での農業研修や「世界を知ろう会」を結成する等、町民が海外で見聞するチャンスを積極的に提供し、地域づくりを見据えた人づくりを行った。

こうした大山町での農業への意識改革とその成功に注目した当時の大分県知事であった平松守彦氏によって1979年「一村一品運動」が提唱された。平松氏は大山町や由布院といった地域づくりの先進的事例を基に各市町村に、それぞれ一つ以上の特産品を育てて売り出すことを推進した。また大山町の取り組みから「ローカルにしてグローバル」、「自主自立・創意工夫」、「人づくり」という3つの理念を掲げ、それに基づいた活動を行った。県としての取り組みとして一村一品運動を行う一方で、国策として補助金による工場等の誘致なども同時に進めていった。この点では国策に反し独自に取り組んできた大山町の運動と少々異なる。

一村一品運動では積極的に県内外で地域間交流イベントを開催し、広く紹介された。その結果、大山町の成功は大分県だけでなく、全国で注目され、それを目指した取り組みが各地で行われ、流行した。1980年代前半には全国各地で同様の取り組みが行われた。更に海外とも積極的に交流することで、1983年に中国で一村一品運動が紹介されてから、中国上海市で一廠一品運動が開始した。その後、1990年代に入ると他のアジア諸国へ広まっていった。

次の節にはこうして開発途上国に一村一品運動が伝えられた事例として、タイでの活動を取り上げ、大分県の一村一品運動と比較・検証することとする。

② OTOP(タイ)

大分県の一村一品運動から始まったタイのOTOP(=One Tambon One Product)プロジェクト(以下、OTOP)について藤岡里香(2006)pp153-173を基にまとめていくこととする。

タイのOTOPは、タクシン・シナワトラ首相率いる愛国党政権の草の根支援政策として、2001年から実施されてきた。

タイは1960年代以降、急速な経済成長により主にバンコク等の都市と農村の経済格差が広がっていた。農村では、都市との収入格差や貧困問題が生じていた。この問題解決のためタクシン氏は、農村の活性化と所得向上を選挙公約として掲げ、首相就任後、OTOP政策を推進した。タクシン首相指導の下、タイ政府は、貧困層の収入源確保・拡大に重点を置いた持続的な政

策を打ち出した。

一村一品運動を標榜したOTOPの理念は、Local link global reach(ローカルにしてグローバル)、Self-reliance and creativity(自主自立と創意工夫)、Human resource development(人づくり)である。住民である生産者が実施し、政府は資金でなく技術面で補足するという大分県の体制を模倣した「草の根主導、政府は側面支援」が原則とされた。

しかし実際は、首相府直轄の国家OTOP運営委員会及び同小委員会中心とし、官民さまざまな組織を含む重層的な支援体制が確立された。つまり、国家主導による取り組みである。また生産者への直接補助金はないとされているが、実施計画に沿ったプロジェクト運営予算が、内閣の承認のみで中央予算から計上されていた。また同予算枠とは別に、タイ全土に共通する生産者向け技術支援や補助金の資金源が存在していた。

更にタイ政府は地方特産品を見出し、世界にも通用する製品を作り出すため、OTOP Product Champion(以下、OPC)という品質保証を設けた。OTOPでは生産者がタイ国籍で、OTOP登録地に住民登録済みという以外に条件はない。一方OPCでは、OTOP製品のうち①輸出に見合う品質、②生産量・品質一定、③消費者に満足のいく水準、④製品の由来という基準がある。その観点から選考委員会が、三〜五つ星に認定した製品のみを認定している。このタイ独自のOPC製品の背景にはタイという国の特徴が表されている。

そもそもタイは自然条件が全国的に類似しており、さらに従来政府普及活動で推奨された工芸品、加工品の種類が限られていた。これによりOTOPは、原産地の特定が不可能な地方産品への特許付けの難しさや、生産者の意識の低さも相まって、価格競争激化、模倣品増加を招いた。こうした状況で、一村一品運動が着目したその土地独自の特産品を見出すことは困難であった。その意味では一村一品運動のような「オンリーワン」よりも、OPC五つ星という「ナンバーワン」を目指した製品づくりの奨励は、現実的施策だったと考えられる。実際、OPCという一定基準に沿った品質改良、製品への付加価値付けは、地方産品への国内外からの関心を高め、その市場拡張に大きく寄与した。

タイ政府は短期間で成功例を見出すべく、全国一斉に特産物を発掘し、OTOP登録、OPC選考を行うという、画一的方策をとった。そして成果の見えにくい支援より、成果が具現化しやすい優秀・有望な生産者への支援に力を入れていった。結果、優良製品生産者はOPC認定を受け技術向上、販路拡張を図るなど活動の幅を広げていくことができた。一方で、基盤の脆い生産者は、OPC認定やOTOP登録もできないうえ、支援対象にもなり

にくく、プロジェクトへの実質的参加が限られてしまった。

この支援体制によって、力のある生産者は優先支援を受けても自助努力を重視しさらなる成長が見られている。一方で基盤の弱い生産者は克服できない問題の解決と、更なる政府支援を求め政府への依存心を強める傾向が見られた。

まとめると、政策的には一村一品運動を模倣した OTOP だったが、実施体制は首相からのトップダウン体制の下、省庁の県・郡事務所が実施を行い、OTOP 製品生産者は政府基準に沿って事業を興すという形になっている。次の節ではここまでの二つの事例を比較していくこととする。

③ 一村一品運動と OTOP の比較

上述から、一村一品運動及び OTOP 導入には、村落・都市間格差緩和、草の根コミュニティ活性化という共通課題があった。大分県の一村一品運動は元々、大山町などの村民運動の成功から始まった地域づくりであった。つまり「積み重ねられてきた住民による自主的な地域開発の努力を平松知事が県施策として取り上げたボトムアップの地域開発運動」である。

これに対し、タイの OTOP は理念や実施体制は一村一品運動を模倣したが、実際には権力一極化を強める愛国党政権の国策であった。つまり「タクシン首相のリーダーシップの下で地域産品の質の向上と市場化を全国的に推し進めるトップダウンの地域企業振興事業」である。結果、大分県とタイの事例における中央と地方の位置づけは対照的であると理解できる。

こうしたボトムアップ型とトップダウン型の地域づくりの事例をまとめてきたが、現在の日本の地域づくりはどうだろうか。一村一品運動の成功が認知され、地域の独自性や住民の主体性を重視したボトムアップの地域づくりが目指されている。しかし、実際には補助金を活用し国策を地域へ推進するトップダウンであるといえる。政府は補助金によって国策を推進し、補助金を受ける側は、その事業の成功や失敗に関わらず新規事業や事業継続のために補助金を利用している。この流れの中で補助金の消費活動を行っているように思える。

同じトップダウンの形である OTOP の補助金運用は、成功・成長見込みのある事業に対してのみ支援されている。OTOP では将来性のある事業に限られているため、無駄がなく効率的な成功を招いたのではないだろうか。この OTOP の補助金運用の考え方から日本でも補助金に対する見直しが必要なのではないだろうか。次の章ではこうした日本の補助金について理解していく。

第 2 章 補助金と地域活性化

2.1 補助金とは

この章では、日本で利用される補助金とは一般的に何を指しているのか理解したい。そこで補助金の定義と歴史を概観し、補助金と地域づくりについてまとめることとする。

小坂紀一郎 (2007) pp56-59 によれば、自治体財政上の補助金は、国庫支出金または都道府県支出金と呼ばれる。国庫支出金は国から自治体 (都道府県・市町村等) に出され、都道府県支出金は都道府県から市町村に出される。特に国庫支出金は次の三つに分けられる。

一つ目に国庫負担金である。国家的な仕事として自治体で行われ、国が経費の一部を負担する義務があるとされる。国庫負担金は更に三つに分けられる。一般行政費国庫負担金、建設事業費国庫負担金または公共事業費国庫負担金、災害復旧費等国庫負担金である。それぞれ教職員給与費や生活保護費、公共事業費、救助活動等国民の生活に関わる費用である。二つ目に国庫委託金である。本来国の仕事とされることを自治体が行うことで、全額国の負担となっている。三つ目に国庫補助金がある。国庫負担金と国庫委託金は支出することが国の義務であるのに対し、国庫補助金は必要に応じて国が任意に支出するものである。こうした国庫支出金は、地方公共団体又は民間法人、個人などに対する国の一方的給付 (つまり返済義務がない) である。

こうした国からの給付制度の歴史的背景を理解していく。宮本憲一編 (1990) 及び坂本忠次 (1994) pp29-44 によれば、日本の国庫補助金制度は 1918 年 (大正 7 年) の義務教育費国庫負担金制度が始まりとされている。政府は義務教育の水準の維持と向上を目的とし、同時に農村財政救済、地方財政調整の目的でこの制度を作ったとされる。その後、この補助金は急増するが、配分の重点は主として財政の貧困な農村地域に置かれていた。

大恐慌時、日本の政府は公共事業を行い、失業救済や景気振興を行おうとした。これは国庫補助金事業として、主として農村の公共事業に回された。その後も、統制経済の下で特定目的を持った補助金は増大していった。

しかし戦後の 1949 年シャープ勧告¹において、補助金は一部の奨励金を除いて全廃、この相当額を地方財政平衡交付金 (地方交付税交付金) に組み入れ、中央集権の機関委任事務廃止を勧告された。しかし、日本政府はこの勧告を採用せず、その後も補助金の量、質ともに拡大を続けた。その後は、1980 年代に

¹ シャープ勧告は、戦後の占領下において連合軍最高司令官の要請に基づきシャープ博士等税制使節団により提出された「日本税制報告書」の通称である。最初に出された勧告の序文は 1949 年 8 月 27 日付で、その後 1950 年 9 月に「第二次

日本税制報告書」が提出された。シャープ勧告は経済の安定、長期的・安定的な税制、均衡のとれた公平な税制、地方自治確立のための地方財政の強化、強力な執行体制の整備など、こくぜい・地方税を通じた税制や税務行政全般にわたる勧告書で、戦後税制の基本となった。

補助金等の整理合理化や 2000 年の三位一体改革等で補助金の削減が図られた。

こうした補助金の歴史を概観してきたうえで、現在の地域づくりと補助金の関係には補助金削減だけでは問題から逃れられないと感じる。次の節では高知県の地域を事例に地域づくりと補助金の考え方を参考とする。

3.2 補助金に対する地域の考え

ここでは、高知県で実際に行われている馬路村と梶原町の地域づくりと補助金利用の考え方を調査する。

まず馬路村では補助金を利用せず、いかに自分たちで地域経済を回せるのかという考えの基、地域づくりを行っている。例として実際に利用されていた補助金を止め、足りない収入は空き缶やスチール缶を売ることによって自主財源確保を行った。最低限の生活水準は必要だが、田舎だから補助金を使うという考えではなく、いかに自活していくのか考えなければならない。

一方梶原町では馬路村とは異なり、利用できる補助金は積極的に活用していくという考えだ。しかし、補助金獲得が目的ではなく、それをいかに活用するのかという利用が大切であると考えている。すぐに補助金に頼るのではなく、自分たちで考え、悩みながら取り組むことで継続性を生み出す体制を作っている。梶原町では住民の安全と暮らしのために必要な補助金を利用するという考え方の基、補助金を利用した地域づくりに取り組んでいる。

ここまで補助金について述べてきたが、補助金の始まりから現在の地域づくりに至るまで、地域・地方に補助金は当然のこととなっている。補助金によって国や自治体が何とかしてくれるという考えでは今後の地域は成り立たないのではないか。いずれ補助金がなくなっても自活していける地域づくりをしていくべきである。次の章ではそうした補助金を利用した地域づくりを分類し、今後の地域づくりとして適応性を考えていくこととする。

第3章 地域の取り組み

3.1 地域づくり分類化

この章では地域づくりを分類し、そこから今後の地域の取り組みとして高知県への提言を試みることにする。以下は増田寛也 (2014) pp125-139 を参考に地域づくりを六つに分類した。産業誘致型、ベッドタウン型、学園都市型、公共財主導型、産業開発型 (自立型)、コンパクトシティ型の取り組みについてまとめると次のようになる。

まず産業誘致型とは工場や大規模商業施設などを誘致する

(もしくは元々立地されている) ことにより、財政基盤の安定化を図り、住環境整備を進め、人口流入を実現させているモデルである。従来から存在するモデルだが、企業業績や経営に大きく左右されるリスクがある。グローバル競争が激化する中、企業、自治体、住民の緊密なコミュニケーションによる一体的な取り組みが重要になる。

二つ目のベッドタウン型は大都市や地方中核都市の近郊に位置することを活かして、住環境整備を重点的に進め、定住人口を増加させている。地方中核都市の周辺都市というケースでは、周辺都市の影響を受けやすく、今後も人口を維持していくために、圏域一帯での取り組みが重要になる。また、同一年齢層の転入者が多数を占めるため、急激な高齢化のリスクも懸念される。

三つ目の学園都市型は大学や高等専門学校、公設・私設研究機関を集積させることにより、若年人口の継続的な流入を実現し、ローカル経済を持続させているモデルである。

四つ目の公共財主導型は国家プロジェクト規模の大規模施設の立地を契機として、地域のあり方を作り変え、財政基盤を安定させることで、人口減を防ぐモデルである。国の財政状況を踏まえれば、今後の開発は困難である。今後は国際的なプロジェクト誘致が求められるモデルとされている。

五つ目の産業開発型 (自立型) は地域の特徴ある資源を活かした産業振興を実現し、雇用の拡大や住民の定着を実現しているモデルである。

最後にコンパクトシティ型は将来の人口減少を見据えて、従来の街の機能を中心地に集約することで、ローカル経済圏としての効率化を目指している。

ここまで各モデルの内容を理解したうえで、高知県での適応性を考察する。産業誘致や公共財主導の地域づくりは、高知県の立地として瀬戸内海と太平洋に囲まれた四国の太平洋側にあり、交通の便が悪く、立地としての条件が不利である。もともと紙・パルプ、林業、農業、漁業といった地域資源を活かした産業によって成り立ってきた。こうした産業の多くは工業などの成長、国土開発が進む一方で時代とともに成長停滞してきた産業である。海岸沿いには造船業などの工業や石灰石資源を利用した事業が行われているが、新たな企業の参入は困難な状況である。今後の高知の産業として、地域にあった産業を継続させることは可能でも、新たに参入・誘致させてくることは困難ではないだろうか。

またベッドタウンや学園都市は大きな市や都市部の近隣であることが前提となる。高知県の場合、そう言った土地はなく、高知市にしても 35 万人弱である。高知県は日本の少子高齢化

より早い段階に問題が深刻化している状況でベッドタウンといえる地域づくりは困難であると考えられる。

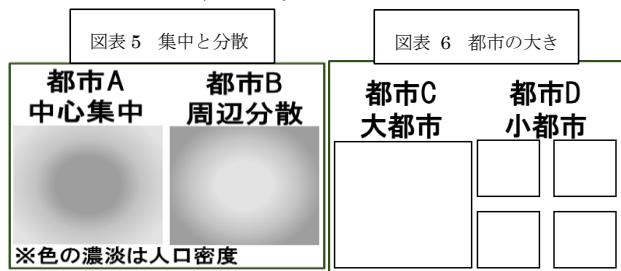
以上に対し、産業開発型やコンパクトシティ型は地域資源を活かした取り組みや都市開発を行うことが可能である。その中でも本論では、新たに高知県に適応可能と考えられるコンパクトシティに注目し提言していくこととする。次の節からはコンパクトシティの定義や展開、事例の調査からコンパクトシティへの理解を深めていくこととする。

3.2 コンパクトシティとは

Compact = 「com (一緒に)」 + 「pangere (縮める)」
コンパクト
小さくて、中身の充実しているさま
コンパクトシティ
都市の規模を小さくし、地域社会の再生や住みやすいまちづくりを目指す考え方

(引用: the oxford English dictionary)、(引用: 広辞苑)

まずコンパクトシティの単語の意味からコンパクトシティの考え方について理解していく。単語の意味からコンパクトシティは都市の規模を小さくし、住みやすいまちづくりを目指す考え方であると理解できる。



図表5・6ではコンパクトさについての都市の形態(高さを除いて)表している。何をコンパクトの基準とするかによってコンパクトシティの都市形態の在り方は変化するのである。図表5において都市A・Bが同じ面積・人口で会った場合、都市Aにおいては中心への移動距離が少なく済む。一方、都市Bでは外周部の人口密度が高いほど小さな面積で多くの人口を収めることができる。図表6では面積・人口密度の等しい大都市Cと複数の小都市Dを表している。中心への移動距離は都市Dのほうが小さく、自治単位としても行政の対応や配慮が届きやすく都合もよい。しかし、都市間の建設面積を考えると逆転する。

大都市Cでは経済が発達しやすく、文化的な交流の機会も多くなる。都市間交流の必要がなく、そのための交通整備も不要となり、そうした建設面積を考えると小さくて済む。

つまり何を基準としておくかによってコンパクトさも多様化するということが理解できる。コンパクトシティの多様性を理解したうえで、なぜ今コンパクトシティなのか、その展開を理解していくこととする。

① コンパクトシティの世界的な展開

この節では山本恭逸(2006)及び海道清信(2007)からコンパクトシティの世界的展開をまとめていく。

20世紀末、地球環境問題の深刻さが認識され、各国で環境政策が重要視されるようになっていた。1972年、ローマクラブ²「成長の限界」は、地球レベルで最初に世界環境モデルシステムを作成した。それは開発と資源・環境が密接な関係にあり、無制限な成長はあり得ないことを立証し、世界に向けてアピールしている。この中で初めて「サステナブル」という言葉が登場した。同年、国連人間環境会議(ストックホルム会議)においても「サステナビリティ(持続可能性)」が開発と環境を調和させる言葉として用いられ、世界にその考え方が広まっていった。

「コンパクトシティ」の言葉が最初に明示的に登場するのは、G.B. ダンツィク、T.L. サアティ(1974)の「コンパクト・シティ³」においてである。当時アメリカは、市街地のスラム化、郊外のスプロール開発、車の混雑と大気汚染増大といった都市問題があった。これらの問題に対応するため、三次元の空間形成に加えて時間管理に力点が置かれた四次元都市計画を提案している。

世界レベルで開発政策を提示したのは国連・ブルントランド委員会による「われら共通の未来」(1987)の「サステナブルディベロップメント(持続可能な開発あるいは発展)」という考え方である。

コンパクトシティの都市像が望ましいと明確に提起したのは、EC(欧州委員会)による「都市環境緑書」(1990)である。同書には、コンパクトシティという言葉は使われていないが、高密度で複合機能という伝統的な欧州都市の重要性が提起された。その後「マーストリヒト条約」(1992)では、持続可能で環

² ローマ・クラブとは1970年に設立された民間組織である。世界各国の科学者、経済学者、政策立案者、教育者や企業経営者などで構成され、公害、環境破壊、貧困、天然資源の枯渇化など人類が直面する脅威を緩和、回避することを目的に、その方法を探り、解決策の実現のために研究、啓蒙活動をしている。1968年に最初の会合をローマで開催したのでこの名前となったが、スイス法人である。

³ 「コンパクト・シティ」における都市の形態としては、幾層にも積み重なっ

た一つの巨大構造物のような都市が構想されている。外観はパイ皿を逆さにしたようなドームで覆われ、中心部に公共施設を、同心円状に居住地区を置いている。さらに河川、雨水、家庭排水、過程廃棄物の循環再利用システムのモデルが掲示され、エコロジカルな視点を重視している。そして、人の移動には歩行者路を含む整然とした交通空間が、荷物や廃棄物の移動には合理的な自動配送システムが整備されている。綿密に計画され、天候にも影響されない、便利で快適な人工都市としている。

境に打撃を与えない成長という原則が適用された。同年に、国連のリオサミットが「サステナブルディベロップメント＝持続可能な発展の原則」を採択して、各国政府の環境政策の基本的な方向を決定づけた。

こうした国連や EU による基本方針を各国政府が政策化する流れとは別に、各都市でも独自の都市政策が進められていた。

こうしてコンパクトシティの考え方は欧州だけでなく世界へ広がっていった。それと同時に日本でも注目されるようになり、政策として推進されるようになった。次には日本での展開を中心に考察する。

② コンパクトシティの日本での展開

コンパクトシティの日本での展開について財団法人都市計画協会（2007）及び山本恭逸（2006）、海道清信（2007）を中心にまとめていく。

コンパクトシティの考え方が世界的に広まり始めた 1990 年代、日本でもその考え方が取り入れられるようになった。国土交通省「歩ける街づくり」事業（1999）や経済協力開発機構 OECD（2000）、国土交通省「都市計画運用指針」（2003）等によってコンパクトな都市構造が推奨されてきた。

そんな中、日本商工会議所は 2004 年からまちづくり三法改正への働きかけを始めた。そして「まちづくり特別委員会中間とりまとめ」（2005.6）で、コンパクトシティの形成を目指すべきであることを明確にした。こうして 2006 年まちづくり三法改正に伴い、コンパクトシティの考え方が盛り込まれるようになった。この改正によってコンパクトシティの考え方が日本でも広く認知されるようになったといえる。

まちづくり三法の見直しの中で、拡散型の都市構造を集約型都市構造に改革し、「さまざまな都市機能がコンパクトに集約した、歩いて暮らせるまちづくり」を目指すこととなった。こうしてコンパクトシティを目指す動きが国策として推進され、補助金を活用した積極的な取り組みが促進されている。次には「集約都市形成支援事業制度」として都市開発にコンパクトシティを最も早く取り入れた青森市と富山市の概況と取り組み事例を考察することとする。

3.3 事例調査

①青森県青森市

青森市の事例について財団法人都市計画協会（2007）及び山本恭逸（2006）をもとに理解していく。

青森市は 1898 年、本州最北端の県庁所在地として誕生し、人口約 30 万人の中核都市である。面積は約 824 km²と広大で、行政

面積の全域が「特別豪雪地帯」の指定を受けている。1960 年代の人口増加に対応した郊外部の開発により市街地が拡大、中心部の人口は減少し商業機能も衰退した。

青森市の人口は 1970 年から 2000 年までの 30 年間で、24 万人から 30 万人に増加している。ところが、既成市街地では人口が減少し、特に中心市街地は、30%以上人口が減少している。市街地の拡大に伴い、公共サービスコスト増加、郊外部から中心部への交通渋滞激化、中心市街地衰退、除排雪費用増大などの都市問題が発生した。除雪費用に関しては平成 3 年度から 16 年度までに青森市の道路除排雪延長が 997 km から 1169 km に伸び、費用増加傾向にあった。

1988 年 5 月 7 日に佐々木誠造氏が青森市長に就任し、コンパクトシティを目指すことを提唱した。1995 年策定の「青森市長期総合計画」で、「無秩序な市街地の拡大を抑制したコンパクトな都市づくりを行う」と都市づくりの方向を明確化した。1999 年策定の「都市計画マスタープラン」において、都市づくりの基本理念を「コンパクトシティの形成」と全国の市で初めて謳った。青森都市計画マスタープランでは、市街地拡大に伴う行財政需要抑制、都市の既存ストックを有効活用した効率的で効果的な都市整備、市街地周辺に広がる自然・農業関係との調和などを大きなテーマとしている。

青森市では、街づくりの方向を積極的に市街地の内側に向けて都市構造として、都市をインナー・ミッド・アウターの三つに区分し、エリアに応じた街づくりを進めていくことを目指した。

「インナー」は、既成市街地であった街並みの老朽化が進む密集市街地や中心市街地を含むエリアを指している。ここでは都市整備を重点的に行い市街地の再構築などを進め、特に内環状線の整備を重点的に進めていく方針の区域である。具体的な取り組みとして青森駅前の再開発ビル「AUGA（アウガ）」や「ウォーカーブルタウン（歩行街）」の創造、「パサージュ広場」の開始、高齢者向けマンションの集中立地を行った。「ミッド」は、中間のエリアで、今後の宅地需要動向などに応じて良質な住宅の供給を行うストックエリアとして土地区画整理事業による整備を計画的に進めていく方針の区域である。「アウター」は、外環状線から外側のエリアで、開発を抑制し、自然環境、営農環境の保全に努め、原則として開発は認めない方針の区域である。

これら三つの区域の土地利用を誘導しながら、「無秩序な市街地の拡大抑制」と「町中の再生」という二つの大きな課題を解決するのが、青森市のコンパクトシティ形成の目的である。青森市のコンパクトシティの特徴は市内を三つの区画に分けてそれぞれの地域に合わせた開発を行ったことである。

②富山県富山市

富山市の事例について国土交通省（2009）を中心にまとめていく。

富山市は人口約 42 万人、面積は約 1200 ㎓と県の 30%ほどを占め、県庁所在地の中で最も人口密度の低い平たい市である。人口密度が低いということは郊外に街が広がっていることを意味する。平成の大合併として都市部はそのままに、自治体の面積自体が広がった。しかしその広い面積から住民一人当たりのインフラ整備や維持にかかるコストの増大に関する懸念があった。住民の移動手段の 70%が自動車での移動であり、1 世帯当たり 1.7 台所有していることになる。その反面利用者減による公共交通の衰退も懸念されていた。また自動車利用によって、都市全体もその広がりを持ち、都市の肥大化にもつながっていた。

こうした人口増加と自動車普及によって市街地が外延化し、中心市街地の人口減少と商業機能の低下、公共サービスコストの増大という問題が生じていた。これに対し、富山市では鉄道やバスなどの公共交通を軸として、生活拠点をつなぐことによって歩いて暮らせるコンパクトな街づくりを目指した。

そこで富山市はコンパクトなまちづくりとして、「公共交通の活性化」「公共交通沿線地区への居住促進」「中心市街地の活性化」を柱とした、都市整備計画に乗り出した。従来の拡張型都市基盤整備を指向した「都市計画マスタープラン」（1998）を転換し、新型路面電車システム（LRT）を軸として、公共交通の利便性向上、賑わい拠点の創出、まちなか居住の推進を基本的な狙いとしている。

2006 年 4 月には全国初の本格的 LRT である「富山ライトレール」が開業し、2009 年 12 月には市内電車環状線が開業している。富山市では、中心市街地を 2 万人余りが住む 436ha の範囲としているが、中心市街地と鉄道で連結された各駅周辺に集約する生活拠点までを含めてコンパクトシティと捉えており、「お団子と串の都市構造」と表現している。鉄道駅周辺や幹線バス路線のバス停周辺といった複数ある拠点を「お団子」と呼び、それらを電車や幹線バス路線といった公共交通という「串」で繋ぐ、というものだ。

富山市の事例の特徴は、郊外に広がったコミュニティを公共交通でつなぐという移動距離によって市のコンパクト化を目指した事例である。

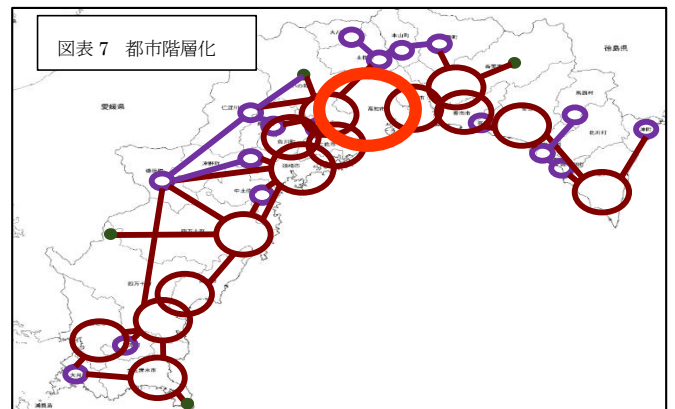
以上のコンパクトシティの事例から、高知県ではどういったテーマでコンパクトシティを取り入れるべきなのか提言するとともに、今後の地域づくりの在り方についてまとめていくこと

とする。

3.4 高知県への提言

この節では上述の二つの事例から高知県での新しいコンパクトシティへの考え方の提言を試みる。

県全体を見据えたコンパクトシティ構想の中で重要なのは交通網の拠点と都市の階層化である。県内にいくつかの交通網の拠点を置き、拠点を中心に地域づくりを行う。さらに都市の階層化を行うことで都市開発の偏りを避け、地域間の交流を効率的に行えるようにする。

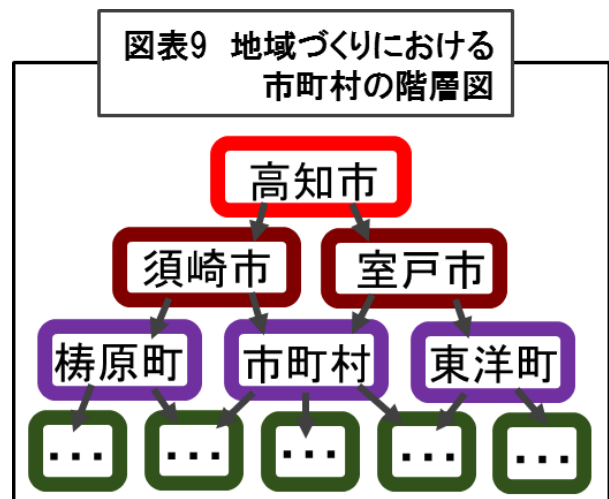


図表8 高知県市町村別統計(上位15件) (単位:千円)

市町村	人口	市町村	地方税収入	市町村	一人当たり地方税	市町村	歳入	市町村	一人当たり歳入
高知市	340,562	高知市	43,850,788	大川村	176	高知市	142,520,144	大川村	3,875
南国市	48,422	南国市	5,994,944	北川村	154	四万十市	24,085,509	馬路村	2,578
四万十市	35,154	四万十市	3,598,870	馬路村	142	南国市	23,412,512	北川村	2,158
香南市	33,490	香南市	3,108,803	高知市	129	香南市	20,588,958	梶原町	1,652
土佐市	28,158	須崎市	2,767,260	南国市	124	四万十市	19,228,641	三原村	1,597
香美市	27,791	いの町	2,552,228	須崎市	118	香美市	15,575,187	仁淀川町	1,400
いの町	23,799	香美市	2,449,121	土佐市	112	土佐市	15,066,156	大豊町	1,380
須崎市	23,424	土佐市	2,445,512	いの町	107	須崎市	14,376,857	安田町	1,146
宿毛市	21,885	宿毛市	2,117,866	四万十市	102	いの町	13,359,899	四万十町	1,078
安芸市	18,756	安芸市	1,738,775	宿毛市	97	安芸市	12,841,968	津野町	1,071
四万十町	17,836	四万十町	1,532,263	芸西村	93	室戸市	11,792,112	土佐町	1,060
土佐清水市	15,085	土佐清水市	1,214,643	仁淀川町	93	宿毛市	11,714,035	東洋町	1,021
室戸市	14,046	室戸市	1,120,737	香南市	93	土佐清水市	10,793,405	本山町	972
佐川町	13,479	佐川町	1,100,119	安芸市	93	黒潮町	10,723,709	越知町	958
黒潮町	11,574	黒潮町	820,666	日高村	92	仁淀川町	8,288,931	黒潮町	927

高知県総務部統計課『平成 27 年度版高知県統計書』及び高知県総務部統計課[2015]

『高知県の推計人口年報（平成 26 年）～平成 26 年 10 月 1 日現在～』より筆者作成



図表7では中心地(赤)→主要都市(濃赤)→各市町村(紫)→市町村内コミュニティ(深緑)の順に都市の階層化を表している。図表9は都市の階層化を具体化したものである。この根拠は図表8で表される人口・地方税収入・歳入である。

まず高知県の中でも特に整備されており、人口の多い高知市を中心地としている。その下に交通網の拠点、人口の多い上位15市町村(南国市・四万十市・宿毛市等)を主要都市として配置する。さらにその下に各市町村があり、その市町村内での小さなコミュニティが小さな自治体として地域をつなげる。高知県全体を中心地及び拠点中心につなげ、連動的な整備を行う。

図表8内では人口の上位15位内にある市町村に色付けている。これによると人口、地方税収入、歳入の上位15位はほぼ同じ市町村であるとわかる。しかし、地方税収入と歳入を人口一人当たりで換算すると、市町村の順位が大きく変化する。特に補助金を含んだ一人当たり歳入の内容は歳入の市町村と逆転している。

更に詳しく市町村の有形固定資産を見てみる。高知市の住民一人当たり固定資産額が845千円に対して、梶原町では5,324千円、大川村は9,509千円である。明らかに自主財源である地方税収入が多い地域に比べ、自主財源の低い地域は有形固定資産額が高く豊かである。この状況から補助金交付が地域への偏りを大きくしているように感じる。このような全ての地域を豊かにするのは非現実的である。

図表10 面積当たりの有形固定資産
(単位:千円)

市町村	有形固定資産/面積
高知市	939,250
南国市	397,743
香南市	375,543
土佐市	230,415
黒潮町	169,349
須崎市	166,345
佐川町	144,038
芸西村	127,460
室戸市	113,804
仁淀川町	91,978
安芸市	90,635
梶原町	89,713
四万十町	79,967
いの町	79,829
土佐清水市	78,884
越知町	73,674
宿毛市	70,546
香美市	69,638
土佐町	52,435
三原村	42,126
大川村	41,026

上の図表10では財務諸表を公表している市町村のうち、面積当たりの有形固定資産を表している。これを見ると高知市を中心に主要都市が下に、階層化がみられる。つまり、完全ではないものの階層化されてはいると理解できる。ここから階層化の徹底とコンパクトシティを目指した地域づくりが目指せる。しかし、現実には地域によって財務諸表を公表できていない

ため、地域の状況を理解できず、全体を見据えた地域づくり計画が困難な状態である。地域づくりに向けた一定水準の自治体の在り方が必要である。

以上の考察から高知県では、交通網拠点のコンパクトシティを意識した都市の階層化による地域づくりを提言する。さらに地域づくりに向けてビジョンを持った補助金の利用を行う。各地域としてはそれぞれが自主財源確保の努力を行うことを提案する。

おわりに

始めは地域の活性は経済的な収入の増加にあると考えていた。また先進的な成功事例の模倣をすることで解決できると簡単に考えていた。しかし、地域の状況や政策の歴史、実際に地域での調査をする中で、机上で考えるだけでは解決できない地域の複雑な思いと問題を実感した。「地域活性を気軽に語るな」とする人の思いが理解できた。そうした地域活性が複雑困難なことから「こうしたら成功する」という具体的な提言はできない。しかし、地域の将来を考えた地域づくりとそれに向けた意味のある補助金の利用をすべきだと思う。

参考・引用文献

小田切徳美[2014]農山村は消滅しない,岩波書店
 松井和久編[2006]一村一品運動と開発途上国-日本の地域振興はどう伝えられたか-(アジア研選書No.3),アジア経済研究所
 増田寛也[2014]地方消滅,中央公論新社
 小坂紀一郎[2003]一番やさしい自治体財政の本(第1次改定版),学陽書房
 出井信夫・参議院総務委員会調査室編[2006]図説地方財政データブック(平成18年度版),学陽書房
 高寄昇三[1998]新・地方自治の財政学,勁草書房
 宮本憲一編[1990]補助金の政治経済学(旭選書410),朝日新聞
 西澤弘順[1984]地域産業構造の分析,文理閣
 高知県緑の環境会議山村研究会・鈴木文薫編[1995]「国際化」時代の山村・農林業問題―再建への模索・高知県からの報告,高知市文化振興事業団
 山本恭逸[2006]コンパクトシティ-青森市の挑戦-,ぎょうせい
 財団法人都市計画協会[2007]コンパクトなまちづくり改正まちづくり三法による都市構造改革,ぎょうせい
 鈴木勉[2008]コンパクトシティ再考理論的検証から都市像の探求へ(都市科学叢書2),学芸出版社
 高崎経済大学附属産業研究所編[2005]循環共生社会と地域づくり,日本経済評論社

海道清信[2007]コンパクトシティの計画とデザイン, 学芸出版社

梶善登[2006]地域間格差の推移とその背景, レファレンス平成18年4月号, 83-104, http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/refer/200604_663/066304.pdf

細谷祐二[2009]産業立地政策、地域産業政策の歴史的展開-浜松にみるテクノポリスとクラスターの近接性について-, 独立行政法人経済産業研究所, 産業立地2009年1月号, 41-49, <http://www.rieti.go.jp/users/hosoya-yuji-x/2009-01.pdf>

新井直[2007]地域産業政策の変遷と産業集積における地方自治体の役割に関する一考察-三重県の「クリスタルバレー構想」と液晶産業集積を事例として-, 高崎経済大学地域政策学会, 「地域政策研究」, 第9巻第2・3合併号, 175-193, <http://www1.tcue.ac.jp/home1/c-gakkai/kikanshi/ronbun9-2/arai.pdf>

武井泉[2007]タイにおける一村一品運動と農村家計・経済への影響, 高崎経済大学論集, 第49巻第3・4合併号, 167-180, http://www1.tcue.ac.jp/home1/k-gakkai/ronsyuu/ronsyuukeisai/49_3.4/takei.pdf

関家隆博[2012]コンパクトシティに学ぶ日本の都市政策の現状と展望, 香川大学経済政策研究, 第8号(通巻第8号), 181-206, <http://fourier.ec.kagawa-u.ac.jp/~tetsuta/jeps/no8/Sekiya.pdf>

坂本忠次[1994]国庫補助金制度改革の現代的課題-農業関係補助金の事例を中心に-, 岡山大学経済学会雑誌26(1), 1994, 29-55, http://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/file/41702/oer_026_1_029_055.pdf

柳内久俊[2010]「コンパクトシティ」の導入と都市政策, 一般財団法人日本経済研究所, 日経研月報2010.7, https://www.jeri.or.jp/membership/pdf/research/research_1007_02.pdf

国土交通省[2009]富山市はなぜコンパクトシティを目指したのか?-公共興津を軸としたコンパクトなまちづくり-, 第3回コンパクトシティ推進研究会資料2009.9.30, <http://www.thr.mlit.go.jp/compact-city/contents/suishinkenkyuukai/3/s1.pdf>

一般財団法人日本立地センター[2014]平成25年度地域経済産業活性化対策調査(産業立地政策の変遷と産業用地の整備状況に係る調査)報告書, 経済産業省, 平成25年度経済産業省委託事業, 1-91, http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/chiiikikeizai/kougyou_suidou/pdf/005_s01_00.pdf

総務省, 平成23年度版「過疎対策の現況」についてhttp://www.soumu.go.jp/main_content/000186144.pdf

高知県総務部統計課HP[2015]高知県の推計人口年報(平成26年)～平成26年10月1日現在～<http://www.pref.kochi.lg.jp/sos>

[hiki/111901/files/2014021401751/H26.pdf](http://www.pref.kochi.lg.jp/sos/hiki/111901/files/2014021401751/H26.pdf)

高知市総務部総合政策課HP[2015]高知市の工業(平成25年工業統計調査結果) <https://www.city.kochi.kochi.jp/uploaded/attachment/34240.pdf>

内閣府県民経済計算(平成22年度-平成24年度) http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kenmin/files/contents/tables/h24/soukatu9.xls

高知県総務部統計課HP, 平成27年度版高知県統計書<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111901/toukeisho.html>

全国過疎地域自立促進連盟HP(<http://www.kaso-net.or.jp/kaso-about.htm#kasoabout03>)

電子政府の総合窓口e-GovHP(<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>)

国際一村一品運動交流会HP(<http://www.ovop.jp/jp/>)

青森市HP(<http://www.city.aomori.aomori.jp/>)

富山市HP(<http://www.city.toyama.toyama.jp/>)

高知市財政課HP[平成22年度連結財務書類]http://www.city.kochi.kochi.jp/uploaded/life/50177_56535_misc.pdf

梶原町企画財政課HP[平成22年度財務諸表]<http://www.town.yusuhara.kochi.jp/media/004/201502/H22%E6%A2%BC%E5%8E%9F%E7%94%BA%E3%80%80%E8%B2%A1%E5%8B%99%E8%AB%B8%E8%A1%A8.pdf>

大川村HP[普通会計財務書類4表平成22年度]http://www.vill.okawa.kochi.jp/zaimusyorui_h22.pdf